コーポレートガバナンス
CORPORATE GOVERNANCE　　CANOX CORP.

最終更新日：2018年11月28日
株式会社カノークス
取締役社長　髙木清秀
問合せ先：052-564-3525
証券コード：8076
http://www.canox.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、経営の効率性、健全性及び透明性を確保し、常に企業価値の持続的な向上を目指してまいります。昨今においては、当社を取り巻く環境変化に素早く対応し、いかに適時・的確に意思決定や組織的取組を行えるかが、今後の企業成長の鍵を握るものと認識しております。
そのためには経営体制及び内部統制システムを整備・運用し、必要な施策を実施するとともに説明責任を果たしていくことが、当社の基本的なコーポレート・ガバナンスに関する取り組みの基本的な考え方であり、経営上の最も重要な課題の一つと位置付けております。株主をはじめとするステークホルダーからの要請、社会動向などを踏まえて検証を行い、継続的に適宜必要な施策を実施してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

補充原則１－２－４「議決権の電子行使のための環境作り、招集通知の英訳」
当社の株主構成を勘案し、機関投資家が議決権行使を行いやすい環境の整備や、今後、海外株主が増加してくるようであれば、英文による情報提供を行うべく対応してまいります。

補充原則３－１－２「英語での情報開示・提供」
当社の海外投資家の保有比率は低く、株主数比率では５％にも満たない状況ですので、現時点では英語での開示は考えておりません。今後、海外投資家が増加してくるようであれば、英語での情報開示・提供を検討していきたいと考えております。

原則４－８「独立社外取締役の有効な活用」
当社は、社外取締役２名、社外監査役３名を選任しております。当該社外役員のうち、社外取締役である１名を、社外監査役である２名を独立役員として登録しております。
独立社外取締役は独自の観点から各取締役・監査役と頻繁に意見交換を行っており、独立した立場からの助言機能、監督機能を十分に果たしております。従い、独立社外監査役２名と合わせ、３名の独立役員で十分に経営の監視監督は機能していると認識しております。なお、今後状況に応じて機能強化のために独立社外取締役の増員も検討してまいります。

補充原則４－８－１「独立社外者の情報交換・認識共有」
当社は、現時点で独立社外取締役を１名選任しておりますが、今後２名以上選任後は独立社外取締役の間で、もしくは独立社外監査役も交えて、様々な意見交換を行って頂きたいと考えております。

補充原則４－１０－１「任意の諮問委員会の設置による指名・報酬などに関する独立社外取締役の関与・助言」
原則４－８に記載の通り、独立社外取締役を１名とコードの趣旨を満たしておりませんが、取締役会及び執行役員会において各取締役、経営陣との連絡・調整、監査役との連携体制は構築されております。今後、独立社外取締役が２名以上選任された際には、取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化する任意機関等を設置することも検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

原則１－４「政策保有株式」
純投資目的以外の目的で保有する株式の保有は、取引の維持・強化及び株式の安定等、保有目的の合理性を勘案の上行っております。
政策保有株式は、当社においては特定投資株式として有価証券報告書にて開示しており、銘柄各社の多くは当社の重要取引先で、合理的な取引条件で取引を行いかつ収益貢献の大きい先であります。同株式の買い増しや処分の可否は、当社の成長及び中長期的な企業価値向上に必要かどうか、他に有効な資金活用はないか等の観点で、見直しを行っております。具体的な指針といたしましては取引高上位３０社を目安としております。また、直近事業年度末の状況に照らし、保有の意義が希薄と考えられる政策保有株式については、できる限り速やかに処分・縮減していくことを基本方針といたします。
その見直しの結果、２０１７年度に一部保有株式を売却いたしました。
同株式に係る議決権行使は、上記基本方針のもと、その議案が当社の保有する方針に適合するかに加え、発行会社の効率かつ健全な経営に役立ち、企業価値の向上を期待できるかどうか総合的に判断して行っております。
議決権行使にあたり業績低迷が続く等特別な注意が必要な場合は、相手先と対話を行い議案に対する賛否を判断します。

原則１－７「関連当事者間の取引」
当社グループでは、役員及び役員が実質的に支配する法人との競業取引並びに利益相反取引は、取締役会の審議・決議を要するとしています。また、年に１回、当社役員に全員に対して関連当事者間取引の有無について確認するアンケート調査を実施し、その結果を取締役会に報告しており、関連当事者間取引について管理する体制を構築しております。
尚、主要株主との取引につきましては、関連当事者取引として有価証券報告書にて、取引条件及び取引条件の決定方針等を開示しております。

原則２－６「アセットオーナー」
当社は、企業年金運用に関しては社員を含め社内では行っておらず、生命保険会社に委託しております。
毎月一定額の拠出を行っており、また退職者が出た場合は一部資金を退職金もしくは年金に充てる仕組みとなっております。

本運用状況については、毎年7月の取締役会でも報告しております。
また、運用指針についても年に一度生命保険会社に提示しております。
生命保険会社内においても、事務処理体制やリスク管理体制等適正評価項目を掲げており、その運用面においてもコンプライアンスを遵守していることが確認出来る点からも適格であると言えます。

原則3－1「情報開示の充実」
⑴ 会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画
企業理念、経営理念につきましては当社ホームページに掲載しております。経営計画については、2016年6月23日に「第8次中期経営計画」として開示しております。
⑵ 本レコード(原案)のそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
コーポレートガバナンスの基本方針を当社ホームページ、コーポレートガバナンス報告書及び有価証券報告書に記載しております。
⑶ 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
役員の報酬は当社の経営課題の実現に向けたモチベーションを喚起する目的、またステークホルダーへ配慮した持続的な成長による企業価値の向上を図る上で、各々の役員が果たすべき役割を発揮するためのインセンティブ及び当該役割発揮に対する対価として機能することを目的としています。報酬の体系は固定報酬と業績連動報酬から構成され、固定報酬は取締役の役員の責務に対する基本的な報酬で役位ごとに設定されています。取締役の報酬は取締役会の決議により決定し、監査役の報酬は監査役会の協議にて決定しています。
⑷ 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
1.取締役候補者の選解任について
取締役の候補者選任は取締役会にて定めた「取締役候補者選任基準」に沿って行います。
基準につきましては以下のとおりとなります。
① カノークスグループの企業価値の継続、拡大に資するための業界知識と経験を有する
② 取締役としての人格及び識見を備えている
③ 取締役としての職務を誠実に遂行するための高い能力と経験がある
④ 法令上求められる取締役としての適格要件を満たすものである
解任につきましては、上記基準に著しく沿わないと判断した場合とします。
2.監査役候補者の選解任について
監査役候補者選解任の方針・手続きについては、社内規程などで定めておりませんが、当社の企業理念・経営理念に基づき、取締役の職務執行を監査し、法令または定款違反を未然に防止すると共に、当社グループの健全な経営と社会的信用の維持向上に努める事、中立的・客観的な視点から監査を行い、経営の健全性確保に貢献できる事等を総合的に判断し、選任及び指名を行います。
解任の方針につきましても社内規程などで定めておりませんが、上記記載の要件から著しく乖離があると判断した場合は解任の対象といたします。
⑸ 取締役会が上記⑷を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明
社外取締役候補者及び社外監査役候補者の選任理由については株主総会招集通知及び有価証券報告書にて開示しています。

補充原則4－1－1「取締役会の決議事項と委任の範囲」
当社は決裁権限基準に基づき、取締役会、執行役員会、社長、取締役、本部長等の意思決定機関及び意思決定者に対して、決裁、審議等に関する権限を明確に定めております。

原則4－9「独立社外取締役の独立性判断基準及び資質」
当社の社外役員については、透明性の高い経営と強い経営監視機能を発揮するコーポレートガバナンス体制を高いレベルで確立し、企業価値の向上を図るため、その独立性を判断する基準を以下のとおり定めております。
社外取締役及び社外監査役は以下の社外役員独立性基準のいずれかに該当する場合は、当社にとって十分な独立性を有していないものとみなします。
1．当社及びその連結子会社（以下「当社グループ」と総称する）の出身者
2．当社の主要株主(議決権ベースで10%以上)の取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員及び業務執行者
3．次のいずれかに該当する企業等の業務執行者
1 当社グループの主要な取引先（販売先及び仕入先で年間取引高が連結売上高の2%以上の先）
2 当社グループの主要な借入先（借入残高が連結総資産残高の2%以上の借入先）
3 当社グループが議決権ベースで１０%以上の株式を保有する企業等
4．当社グループの会計監査人である監査法人に所属する公認会計士
5．当社グループから多額（過去3年間いずれかの年に年1千万円以上）の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計士、税理士、弁護士、司法書士、弁理士等の専門家
6．当社グループから多額（過去3年間いずれかの年に年1千万円以上）の寄付を受けている者
7．社外役員の相互就任関係となる他の会社の業務執行者
8．近親者（二親等以内の親族または同居の親族）が上記1．から7．までのいずれかに該当する者
9．過去3年間において、上記(2)から(8)までのいずれかに該当していた者
10．前各項の定めにかかわらず、その他、当社と利益相反関係が生じ得る特段の事由が存在すると認められる者

補充原則4－11－1「取締役会全体としてのバランス・多様性・規模等に関する考え方」
当社は、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性等に関する考え方については、取締役候補の指名に関する考え方とほぼ一致しており、その基準については原則3－1⑷に記載の通りであります。今後は必要に応じて社内規程等で定める等の検討を行うと共に、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模をより意識した体制を講じてまいります。

補充原則4－11－2「取締役・監査役の他の上場企業の役員の兼任状況」
社外役員の他社での兼任状況は、有価証券報告書を通じて毎年開示を行っています。当社役員全員は当社グループ以外の会社の役員を兼任しておらず、取締役・監査役業務に専念できる体制となっています。

補充原則4－11－3「取締役会評価の結果の概要」
当社は、取締役会全体の実効性について18年9月に全取締役・監査役にアンケートを実施しました。本アンケートで得たデータを参照し、今後より実効性の高い取締役会運営を進めて参ります。

補充原則4－14－2「取締役・監査役に対するトレーニングの方針」
当社は取締役・監査役による経営管理・監査機能が十分に発揮されるように、職務遂行に必要な情報を適切かつタイムリーに提供してまいります。また社外役員には取締役会での審議の充実を図るため、取締役会資料等の事前配布、関連情報の提供など行うほか、当社グループ

の事業内容を理解する機会を継続的に提供してまいります。このほか、取締役・監査役に対し、第三者による研修の機会を会社費用にて提供してまいります。また定期的に取締役・監査役による会社法等に関する勉強会を実施しております。

原則5－1「株主との建設的な対話に関する方針」
当社は、IRの窓口である総務人事部にて、株主・投資家の問い合わせに対応しております。2016年より名古屋証券取引所が開催するIRエキスポに出展しており、その場におきまして一般株主等へ事業内容、業績の状況などを説明しております。今後は、会社説明会及び決算説明会を開催し、説明会にお越しになれない株主・投資家に対してはインターネットを通じた動画配信等で、情報を共有してもらうべく対応してゆく所存です。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社メタルワン	4,380,000	39.45
日新製鋼株式会社	1,707,770	15.38
株式会社三菱UFJ銀行	455,724	4.10
新日鐵住金株式会社	414,250	3.73
BBH FOR FIDELITY PURITAN TR : FIDELITY SR INTRINSIC OPPOTUNITIES FUND	351,400	3.16
株式会社愛知銀行	343,500	3.09
加納光太郎	228,235	2.06
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505224	131,400	1.18
株式会社中山製鋼所	131,250	1.18
株式会社第三銀行	114,875	1.03

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

―

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	名古屋 第二部
決算期	3月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
柴田圭亮	他の会社の出身者							○				
宮島元子	弁護士											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
柴田圭亮		―――	当社と同業種に勤務し、鉄鋼業界に精通し且つ鉄鋼に関する知識が豊富である一方、経営の客観性、中立性に高い見識を持っているため。
宮島元子	○	―――	弁護士の資格を有しており、法律に関する知見を生かした弁護士としての専門的見地から、有用な意見をいただくことを期待するため。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

期末決算及び四半期決算にあたり監査役と会計監査人は、監査体制、監査計画、監査実施状況について随時意見交換をしております。また、会計監査人の社内各部門及び子会社に関する監査講評会には常勤監査役は必ず出席している他それぞれの各部門、子会社の監査報告書をお互いに提出しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
亀田善也	他の会社の出身者									△	△			
内野秀幸	他の会社の出身者									△	△			
平松直人	他の会社の出身者						○			○				

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
亀田善也	○	当社独立役員 略歴 昭和５５年４月　株式会社東海銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）　入行 平成２６年６月　当社　常勤監査役（現任）	招聘理由 金融機関の出身で深い経理・財務知識を保有している一方、経営の客観性、中立性に高い見識を持っているため。 独立役員指定理由 当社の主要取引先金融機関である三菱UFJ銀行株式会社の出身者であるが、２０１０年１１月に当社と取引関係のない企業へ出向し、また２０１１年７月に転籍しており、同行の意向に影響される立場になく、独立性の要件を満たしているため。

内野秀幸	○	当社独立役員 略歴 昭和47年4月　日商岩井株式会社（現双日株式会社）入社 平成12年6月　同社退社 平成16年4月　税理士事務所開設（現任） 平成24年6月　当社　監査役（現任）	招聘理由 税理士であり、また他社監査役も勤めていることから監査業務の遂行に信頼をおけるため。 独立役員指定理由 当社の大株主企業である日商岩井株式会社（現双日株式会社）の出身者であるが、2000年6月に退社し、2004年4月に税理士事務所を開設しており、同社の意向に影響される立場になく、独立性の要件を満たしているため。
平松直人		―――	招聘理由 鉄鋼メーカーに勤務し、鉄鋼業界に精通し且つ鉄鋼に関する知識が豊富である一方、経営の客観性、中立性に高い見識を持っているため。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

業績連動報酬、ストックオプション制度は導入していないものの、株主総会で決議された報酬額内において当社業績・財務体質等を総合的に考慮した報酬体系となっているため。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

社内取締役に支払った報酬　107，744千円。
本報酬額へは使用人兼務取締役の使用人給与相当額17，496千円は含まれていない。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役に対しては、取締役会での決議にあたり事前説明が必要と判断した場合は資料を事前に配布し、また必要に応じて担当取締役が事前説明を行うようにしております。
社外監査役に対しては、主に常勤監査役が必要に応じ情報を随時伝達しております。また、取締役会決議事項が取締役会の専門性が高く説明時間では不足すると考えられる場合は、事前に担当が個別に説明に行くようにしております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

当社は、権限規程ほか社内規程に基づき業務を執行しております。経営執行最高決議機関は取締役会で、毎月定期的に開催するほか、必要に応じ臨時取締役会を開催しております。その際社外取締役からは客観的立場での助言・指導を受けております。
重要な経営事項に関しては、取締役会に付議する以前に執行役員会（常勤取締役、執行役員、常勤監査役で構成）を開催し、十分な審議を行っております。
前記の他、各部門毎の会議があり業務執行、監査機能を担っております。
また、各種委員会・審議会は次のとおりです。
執行役員会
　取締役と執行役員で構成。常勤監査役はオブザーバーとして出席し、必要に応じ意見を述べることが出来るものとする。
　必要に応じて随時開催する。
コンプライアンス委員会
　常勤取締役、常勤監査役及び総務人事部長で構成。四半期に一回開催する。
リスク管理委員会
　委員長（管理本部長）、委員（営業本部長、管理本部長及び本社部室長）で構成。必要に応じて随時開催する。

　監査の状況
（1）内部監査及び監査役監査の状況
当社の内部監査は、監査室員5名から構成される監査室が担当しており、社長直轄の組織となっております。また、すべての室員は管理部門にて会計等に関する実務経験を有しております。社長承認を得た年度監査計画に基づき、子会社を含む各店に対し内部監査課が業務監査、会計監査を、内部統制運用評価課が内部統制の状況について監査を実施しております。監査結果は被監査部門長に講評するとともに、監査報告会にて社長、各取締役及び常勤監査役、関係部署の各部長へ報告しております。
改善勧告事項がある場合には被監査部門に業務改善回答書を提出させ、監査室及び関係部署は部門の業務改善計画と実行状況をフォローアップしております。
監査役は3名で、全員が社外監査役であります。うち1名は常勤監査役として常時執務しており、取締役会に常時出席しているほか、監査室と連携して随時必要に応じて業務執行状況についてチェック・牽制を実施し、取締役の執務状況、取締役会及び執行役員会決定事項の実施状況を監視できる体制となっております。また、監査役は月次の取締役会に出席し、取締役による経営状況並びに組織各部門の執行状況、取締役の意思決定及びその運営手続きなどについて監査しております。
監査役会、監査室及び監査法人は、必要に応じて相互に情報及び意見交換を行い、連携して監査の質的向上を図っております。
（2）会計監査の状況
当社は有限責任監査法人トーマツと金融商品取引法及び会社法に基づく監査契約を締結し、連結財務諸表及び財務諸表について監査を受けております。
当連結会計年度において当社の会計監査業務を執行した公認会計士は早川英孝、後藤泰彦の2名であり、会計監査業務に係る補助者は公認会計士7名、その他14名であります。業務を執行した公認会計士の継続関与年数は、早川英孝は4年、後藤泰彦は2年であります。
なお、当社と同監査法人または業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき取引関係はありません。
当社は、上記形態で経営を行っていくことが適正であると考えています。取締役のうち2名は社外取締役（そのうち1名は独立役員）、上記でも述べたとおり3名全員社外監査役（そのうち2名は独立役員）という体制をとっており、透明性を保っています。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査役制度による経営管理体制を継続しており、監査役会は会計監査人と連携し十分に経営監視機能を果たしております。
また監査役3名全員が社外監査役で、そのうち2名は独立監査役でもあるため、経営から十分に独立していると言えるからであります。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社は昭和６１年に３月決算に変更して以来集中日を避けて株主総会を開催してまいりました。基本的には集中日の前日を株主総会開催日としております。

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	IRに関するURL　http://www.canox.co.jp/04index.htm　掲載している投資家向け情報　株式関係･･･株式の概要、株価情報、現在の株価　財務関係･･･主要財務データ、決算短信、有価証券報告書　プレスリリース･･･開示資料　電子公告	
IRに関する部署（担当者）の設置	総務人事部にて担当しております。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「カノークスグループ行動規範」を定め、ステークホルダーに対して社員がとるべき行動規範が規定されている。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	環境保全活動には全社を挙げて取り組みISO１４００１も取得している。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

コーポレートガバナンスの確立には内部統制システムの構築は欠かせないものであって、以下のとおり内部統制システムを制定しております。

1．当社及び当社グループ会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
1役職員は当社の企業理念である「社是」を基本に据えた「カノークスグループ行動規範」に従い、法令や定款を遵守し、誠実かつ公正な企業行動を行う。
定期的な研修にてその意義や重要性について繰返し周知徹底に努める。
2 コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関する現況、問題点を把握し必要に応じて方針、指示を出す。
3 適切な財務諸表作成のために、経理部長は「経理に関する諸規程」の周知徹底をはかる。
4 コンプライアンス違反についての社内通報体制として、所属長への報告経路とは別にコンプライアンス委員会事務局への直接報告及び社外弁護士宛内部通報窓口を設ける。
5 監査室は、定期的に各店、子会社の監査を行い、その結果を取締役、監査役へ報告する。
また、取締役は必要な改善の指示を行う。
6 反社会的勢力とは一切の関係を持たず、介入等に対しては毅然とした態度で臨むものとする。また、警察等の外部機関や顧問弁護士とも緊密な連携を保ち幅広く情報を収集するとともに不当要求は断固排除する。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
1法定保存文書及び会社が定める内部管理上の重要な情報については「文書管理規程」に基づき所定の期間保存する。
2 次に掲げる文書は本社に10年以上保管し、取締役及び監査役が常時閲覧できるものとする。
「株主総会議事録」「取締役会議事録及び資料」「決算書類」「稟議書」

3．当社及び当社グループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
1当社及び当社グループ会社の経営上の危険を防止するための対応策及び重大な危険が発生し又は予見される際に迅速且つ的確に対応するため「リスク管理規程」等を定め、規程に沿った社内手続きを通じてリスク管理を行う。
2災害等の発生に備えて、防災用品の備置や大規模災害時初動対応手順書の整備等を行う。

4．当社及び当社グループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
1当社は取締役会の承認を受けた経営計画に基づき年度経営方針及び各部門の活動計画を策定する。
取締役会及び営業会議にて定期的なレビューを行い、業務執行の実効性を高める。
2当社及び当社グループ会社の取締役及び使用人において、各職位の職務および責任権限ならびに各組織単位の業務分掌について「業務分掌規程」、「権限規程」、「関係会社管理規程」を制定し効率的な経営を行うとともに、それに従った職務･責任体制で業務が行われているかどうか、定期的に監査を行う。

5．株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
1関係会社管理規程にもとづき、経営企画部が子会社の総括部門として、子会社から報告を受け経営や業績の状況を把握し、経営企画部長は、月一回開催する取締役会にて報告する。
2子会社の経営の主体性を尊重しつつ、当社グループの適正な経営のため当社との事前協議事項を取り決め運用する。
3当社から子会社への取締役や監査役の派遣等を通じて連携を取り、子会社の業務執行状況、リスクマネジメントやコンプライアンスの状況等を確認する。

6．財務報告に関する体制
当社グループの財務報告の適正性を確保するため、内部統制運用評価課を設置し、財務報告において不正や誤謬が発生するリスクを管理する。そのために、外部専門機関と連携し、全社的な内部統制、決算･財務報告に係る業務プロセス及びその他の業務プロセスの評価、整備、運用を継続的に行う体制を整備する。

7．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役の職務の執行を補助するため、必要に応じて補助者を置くことができる。

8．前号の使用人の取締役会からの独立性に関する事項
監査役の補助者の人事評価や人事異動については、監査役の意見を聴取のうえ、決定する。

9．取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
1常勤監査役は取締役会の他、執行役員会等重要な会議に出席し、必要に応じて意見を表明する。
2著しい損失や重大なコンプライアンス違反の発生のおそれがある場合は、社内規程に基づき、当社及び当社グループ会社の取締役、執行役員及び使用人は監査役に対して遅滞なく報告を行う。
監査役はいつでも、取締役、執行役員及び使用人に対して報告を求めることができる。
3当社は、前項に従い監査役への報告を行った当社及び当社グループ会社の取締役、執行役員及び使用人に対して、不利益な取扱いを行うことを禁止する。

10．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は、社内関係部門･会計監査人等との意思疎通をはかり、情報の収集や調査にあたっては取締役、執行役員及び関係部門はこれに協力する。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「反社会的勢力排除規程」に基づき、各取引先の属性確認を行い、反社会的勢力であると分かった場合、取引を行わないものといたします。
このように、反社会的勢力には決して屈することなく毅然とした態度で臨み、排除していく方針でおります。
また、警察等の外部機関や顧問弁護士とも緊密な連携を保ち幅広く情報を収集するとともに不当要求は断固排除いたします。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート･ガバナンス体制等に関する事項

―――

